

環境林務部環境改善実施要領（工事編）

第1条 目的

2024年度から建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

第2条 対象工事

鹿児島県環境林務部が発注する、全ての工事を対象とする。
ただし、災害復旧の応急工事など緊急性を要する工事は除くものとする。

第3条 取組内容

以下の取組事例を参考に、土日・深夜勤務等を抑制するために、工事現場環境の改善を行う。

- （1）依頼日・時間及び期限に関すること
 - ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない
- （2）会議・打ち合わせに関すること
 - ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
 - ・打合せは、WEB会議等の活用に努めること
- （3）業務時間外の連絡に関すること
 - ・業務時間外の連絡を行わない（ASP・メール等含む）
 - ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること
- （4）その他について、受発注者間において確認の上、決定してもよい

第4条 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退庁日などが異なることから、柔軟性をもった取組とすること。工事の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、取組を行うこと。

○特記仕様書への記載

全ての工事において、特記仕様書に明記すること。

【特記仕様書記載例】

第〇条 工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第5条 適用

本要領は、令和6年4月1日以降執行伺い決裁分から適用する。